

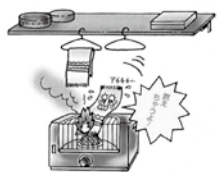
**暖房シーズン到来！
冬は火災が発生しやすい
時期です**

寒さが一段と増すこの時期は、空気が乾燥し、暖房器具など火を取り扱う機会が増えるため、火災が発生しやすくなります。

火災のない年末年始を過ごすため、火の用心を心掛け、外出時や就寝前には、必ず火の元点検を行いましょう。

暖房器具による火災を防ぐため、次のことに注意しましょう

- ▼ シーズン前には、暖房器具の点検・掃除を行う
- ▼ 就寝時や外出時は必ず電源を切る。火を消す
- ▼ 暖房器具の近くに燃えやすい物を置かない
- ▼ 暖房器具の上で洗濯物を干さない
- ▼ 給油する際は必ず火を消す
- ▼ 油種を確認し、誤給油を防止する
- ▼ 給油後、給油タンクの蓋を確実に閉める



感染症を予防しましょう！

冬は風邪やインフルエンザなど、感染症が流行しやすい季節です。これらの感染症に加えて、新型コロナウイルス感染症も併行して流行する恐れがあります。

年末年始は、人と会う機会が多くなります。感染を予防するため、マスクを着用し、手指消毒と手洗い、うがいを徹底しましょう。

感染源となるものは

- ▼ 微生物（細菌、ウイルスなど）
- ▼ 血液、体液、分泌物（唾液や鼻水など）
- ▼ 嘔吐物、排泄物（尿や便など）

感染対策とは

- ▼ 外出時はマスクを着用する
- ▼ 手洗いとうがいを、小まめに行う
- ▼ 室内の換気を行う
- ▼ しつかり睡眠をとる
- ▼ 感染物を触る際は手袋を使用する

「雪下ろし」を支援します ～庄原市高齢者世帯雪下ろし支援制度～

高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎0824-73-1143

市は、高齢者が降雪期に安心して生活できるよう、高齢者世帯を対象とした雪下ろし支援制度を設けています。

対象者

市内に住所を有し、現に居住している75歳以上の人のみで構成する市民税非課税の世帯が対象です。

また前記の条件を満たしている世帯で、次のいずれかに該当する人が同居している場合も対象となります。

- ① 1級～4級の身体障害者手帳所持者
- ② **A**～**B**の療育手帳所持者
- ③ 1級または2級の精神障害者保健福祉手帳所持者
- ④ 15歳未満の人
- ⑤ 要介護認定を受けた人
- ⑥ 要支援認定を受けた人

対象となる作業

- ① 屋根からの雪下ろし
- ② 屋根から下ろした雪の除去
- ③ 屋根から落ちた軒下の雪の除去

※現在住んでいる住宅に限る。

支援内容

●経費の助成

対象作業に要した経費の3分の1以内の額（千円未満は切り捨て）を助成します。

同一年度内の助成金の上限は3万7千円です。

●業者の紹介

対応が可能な業者を紹介しますので、問い合わせください。

申請方法

業者などに依頼した雪下ろし作業が完了した後、交付申請書に実施状況報告書と領収書の写しを添えて申請してください。



申請窓口・問い合わせ

高齢者福祉課高齢者福祉係
☎0824・73・1143
または各支所地域振興室（西城支所は、しあわせ館内）